

当初設計書		設計業務費	(消費税及び地方消費税額)	設計		精算	
		当初金	() 円也				
起工番号 : 河維(委)第15号 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで 会計年度 : 令和 7 年度 単価世代 : 令和07年04月01日 公共 事業名 : 道路維持修繕事業、河川排水路等補修事業、調整池維持修繕事業、農業用施設維持管理事業 業務名 : 樹木剪定・伐採等業務委託（単価契約） 諸経費率 : 公共 令和06年10月01日 設計部課名 : 都市建設部公園土木管理事務所 業務場所 : 久留米市 内各町（4総合支所を除く）地内							
設計概要要	(当初設計) 別紙単価表のとおり						

令和7年度

樹木剪定・伐採等業務委託(単価契約)

工 種	規 格	単位	基 礎 単 価	委 託 価 格	委託請負価格	消費税	契約単価
伐採工(チェーンソー伐採)	幹周20cm未満	本					
伐採工(チェーンソー伐採)	幹周20cm以上30cm未満	本					
伐採工(チェーンソー伐採)	幹周30cm以上60cm未満	本					
伐採工(チェーンソー伐採)	幹周60cm以上90cm未満	本					
伐採工(チェーンソー伐採)	幹周90cm以上120cm未満	本					
伐採工(チェーンソー伐採)	幹周120cm以上150cm未満	本					
伐採工(チェーンソー伐採)	幹周150cm以上180cm未満	本					
伐採工(チェーンソー伐採)	幹周180cm以上200cm未満	本					
伐採工(チェーンソー伐採)	幹周200cm以上250cm未満	本					
伐採工(チェーンソー伐採)	幹周250cm以上300cm未満	本					
抜根工(機械抜根)	幹周20cm未満	本					
抜根工(機械抜根)	幹周20cm以上30cm未満	本					
抜根工(機械抜根)	幹周30cm以上60cm未満	本					
抜根工(機械抜根)	幹周60cm以上90cm未満	本					
抜根工(機械抜根)	幹周90cm以上120cm未満	本					
抜根工(機械抜根)	幹周120cm以上150cm未満	本					
抜根工(機械抜根)	幹周150cm以上180cm未満	本					
抜根工(機械抜根)	幹周180cm以上200cm未満	本					
抜根工(機械抜根)	幹周200cm以上250cm未満	本					
抜根工(機械抜根)	幹周250cm以上300cm未満	本					
高木剪定	幹周30cm未満	本					
高木剪定	幹周30cm以上60cm未満	本					
高木剪定	幹周60cm以上90cm未満	本					
高木剪定	幹周90cm以上120cm未満	本					
高木剪定	幹周120cm以上150cm未満	本					
高木剪定	幹周150cm以上180cm未満	本					
高木剪定	幹周180cm以上210cm未満	本					
高木剪定	幹周210cm以上240cm未満	本					
高木剪定	幹周240cm以上270cm未満	本					
高木剪定	幹周270cm以上300cm未満	本					
機械除草	肩掛式(飛散防止措置無し)	100m ²					
除伐・つる切り	幹周10cm未満の容易に伐採できる樹木つる類	m ²					
樹木・竹等雑木伐採	幹周20cm未満 10本/m ² 程度	100m ²					
刈草集積・積込運搬		100m ²					
刈草処分	宮ノ陣クリーンセンター 0.4kg/m ²	100m ²					
剪定枝等処分	宮ノ陣クリーンセンター 剪定枝等、処分料含む	t					
木くず運搬	中間処理(地上部(幹・枝))、処分料含む	t					
木くず運搬	中間処理(地下部(根株))、処分料含む	t					
交通誘導警備員		人日					
合 計							

契約単価算出方法及び消費税及び地方消費税額の取扱いについて

1. 入札は、各工種における委託価格の合計額にて行い、その請負率を各工

種の委託価格に乗じた金額を委託請負価格とする。

委託価格は予定数量を考慮した価格である。なお、予定数量については、仕様書に

記載された数量を目安とするが、当該年度の要望数等により増減する事がある。

$$\text{契約単価} = \text{各工種委託請負価格} \times 1.10$$

$$\text{各工種委託請負価格} = \frac{\text{落札価格}}{\text{委託価格合計額}} \times \text{各工種委託価格}$$

2. 各工種委託請負価格の計算過程に於いて整数止めとするため、契約単価の合計金額

と、落札価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額とはあわない場合があるので

その場合は各工種委託請負価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額を契約単価

とする。

当初設計書		設計業務費	(消費税及び地方消費税額)	設計		精算	
		当初金	() 円也				
起工番号 : 河維(委)第15号 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで 会計年度 : 令和 7 年度 単価世代 : 令和07年04月01日 公共 事業名 : 道路維持修繕事業、河川排水路等補修事業、調整池維持修繕事業、農業用施設維持管理事業 業務名 : 樹木剪定・伐採等業務委託（単価契約） 諸経費率 : 公共 令和06年10月01日 設計部課名 : 都市建設部公園土木管理事務所 業務場所 : 久留米市 内各町（4総合支所を除く）地内							
設計概要	(当初設計)						
	伐採工	一式					
	除根工	一式					
	剪定工	一式					
	除草・雑木伐採工	一式					
	運搬処分工	一式					
	交通誘導員	一式					

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
河川維持工事						
伐採工	1	式				
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周20cm未満	10	本			単 1 号	
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周20cm以上30cm未満	10	本			単 2 号	
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周30cm以上60cm未満	10	本			単 3 号	
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周60cm以上90cm未満	10	本			単 4 号	
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周90cm以上120cm未満	5	本			単 5 号	
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周120cm以上150cm未満	5	本			単 6 号	
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周150cm以上180cm未満	3	本			単 7 号	
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周180cm以上200cm未満	3	本			単 8 号	
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周200cm以上250cm未満	3	本			単 9 号	
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周250cm以上300cm未満	2	本			単 10 号	

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
除根工	1	式				
抜根工（機械抜根） 幹周20cm未満	1	本			単 11 号	
抜根工（機械抜根） 幹周20cm以上30cm未満	1	本			単 12 号	
抜根工（機械抜根） 幹周30cm以上60cm未満	1	本			単 13 号	
抜根工（機械抜根） 幹周60cm以上90cm未満	1	本			単 14 号	
抜根工（機械抜根） 幹周90cm以上120cm未満	1	本			単 15 号	
抜根工（機械抜根） 幹周120cm以上150cm未満	1	本			単 16 号	
抜根工（機械抜根） 幹周150cm以上180cm未満	1	本			単 17 号	
抜根工（機械抜根） 幹周180cm以上200cm未満	1	本			単 18 号	
抜根工（機械抜根） 幹周200cm以上250cm未満	1	本			単 19 号	
抜根工（機械抜根） 幹周250cm以上300cm未満	1	本			単 20 号	
剪定工	1	式				

樹木剪定・伐採等業務委託（単価契約）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
高木剪定 幹周30cm未満	1	本			単 21 号	
高木剪定 幹周30cm以上60cm未満	1	本			単 22 号	
高木剪定 幹周60cm以上90cm未満	1	本			単 23 号	
高木剪定 幹周90cm以上120cm未満	1	本			単 24 号	
高木剪定 幹周120cm以上150cm未満	1	本			単 25 号	
高木剪定 幹周150cm以上180cm未満	1	本			単 26 号	
高木剪定 幹周180cm以上210cm未満	1	本			単 27 号	
高木剪定 幹周210cm以上240cm未満	1	本			単 28 号	
高木剪定 幹周240cm以上270cm未満	1	本			単 29 号	
高木剪定 幹周270cm以上300cm未満	1	本			単 30 号	
除草・雑木伐採工	1	式				
機械除草 肩掛式 (飛散防止措置無し)	200	100m2			単 31 号	

樹木剪定・伐採等業務委託（単価契約）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
除伐・つる切り 幹周10cm未満の容易に伐採できる樹木つる類	1,000	m2			単 32 号	
樹木・竹等雑木伐採 幹周20cm未満 10本/m ² 程度	1	100m2			単 33 号	
運搬処分工	1	式				
刈草集積・積込運搬	200	100m2			単 34 号	
刈草処分 宮ノ陣クリーンセンター 0.4kg/m ²	200	100m2			単 35 号	
剪定枝等処分 宮ノ陣クリーンセンター 剪定枝等、処分料含む	10	t			単 36 号	
木くず運搬 中間処理(地上部(幹・枝))、処分料含む	20	t			単 37 号	
木くず運搬 中間処理(地下部(根株))、処分料含む	10	t			単 38 号	
交通誘導員	1	式				
交通誘導警備員	10	人日			単 39 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				

樹木剪定・伐採等業務委託（単価契約）

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

樹木剪定・伐採等業務特記仕様書

- 1 この仕様書は、久留米市長が管理する道路、河川、溜池等の管理上支障となる樹木の剪定や伐採及び除草業務について必要な事項を示すものである。業務の実施については、「福岡県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理の手引き」及び本仕様書等によるものとする。なお、発行年度等は最新版とする。
- 2 設計図書並びに本仕様書中、設計書における数量は各工種の単位当たり単価を決定するための設計数量である。
また、業務概要の数量は、年間をとおしての予定数量であり、増減することがある。
- 3 受注者は、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）を1名選任した上で、各業務現場には現場責任者1名（腕章着用）を常駐させなければならない。
- 4 業務箇所や本数、工期等については、「指令書」により指示する。
- 5 受注者は各指令書の緊急性を考慮し、監督職員の指示に従い、速やかに履行し遅延しないことを原則とするが、やむを得ず、遅延する見込みが判明した場合は、速やかに監督職員にその理由と今後の対応について報告し、その指示に従うこと。また、指令書の内容について疑義が生じた場合にも、速やかに監督職員と協議を行うものとする。
- 6 作業について
 - (1) 受注者は、着手前に施工に際しての関係書類（施工計画書等）を提出し承認を得なければならない。
 - (2) 樹木剪定とは歩行者、車両の通行等の障害となる下枝、垂れ下がり枝等を剪定するものであるが樹木の正常な生長を阻害しない範囲で実施する。
 - (3) 樹木伐採とは、枯損木及び管理上支障となる樹木を伐採するものであるが、作業の実施にあたっては、根元から鋸、チェーンソー等で切り倒すものであるため、作業者は足元を整理し、十分な安全策を講じ作業すること。
なお、伐採木の根株は、人が躓いたりする危険のないよう地際より処理するものとする。
その方法は、監督職員との協議によるものとする。
 - (4) 樹木抜根とは、管理上支障となる樹木や伐採後の切株を抜根するものであるが、出来る限り根を残さないようにし、抜根後は、埋め戻し、転圧、整地するものとする。
その方法は、監督職員との協議によるものとする。
 - (5) 受注者は、作業により発生する剪定枝や刈草を、宮の陣クリーンセンターおよび、再資源化処理等を行っている処理施設等へ搬出し処分すること。
 - (6) 処分の確認については、処分地の受取伝票等搬出を証明するものを、監督職員に提出するものとする。

- (7) 受注者は、作業の記録になる業務写真を、着手前・施工中・完了後に区分して撮影し、特殊な場合を除き、同一方向・同一箇所において比較できるように撮影すること。
- また、業務内容が確認できるように出来形図を作成し業務写真と共に提出すること。
- (8) 業務完了後、社内検査で出来形図及び写真と現場の出来形を再確認後、業務完了届を提出すること。

- 7 作業区域内外の安全管理については、作業区域周辺に利用者が立ち入り、事故等が起きることがないように十分に現場を把握し、良好な現場管理を行うこと。交通誘導員を配置する際には、契約締結している警備会社より、社員の資格有無が確認できる書類を提出すること。
- 8 受注者は第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務履行に伴い、第三者に与えた損害を補償する保険に加入すること。また、監督職員にその写しを提出すること。
- 9 現場作業員は、防護衣・防護具等を使用し、安全を重視し作業すること。
- 10 受注者は作業などを行う際の飛び石等が通行人及び近隣家屋、その他施設等に被害を及ぼすことがないように養生を行い、十分注意して作業を行うこと。
- 11 本単価契約に含まれる工種で規格のみが異なる場合は、別途積算により算出した直接委託費に、原契約の諸経費率及び請負率を乗じた金額を委託請負価格として計上するものとする。
- 12 受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ア 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。
- 13 受注者は、業務の下請作業に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ア 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお、違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
- イ 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。
- 14 仕様書に明記されている『工事』は、業務と読み替えるものとする。
- 15 本仕様書に明記されていない事項は、監督職員と協議し、指示に従うこと。

久留米市全図

